

パートナーズ

会報誌

価格0円(税込み)

✳ 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

✳ 意外と知らない“法人”の種類

法人格別の特徴

✳ 【税務情報：地方税】

10月以降、法人住民税、法人事業税の税率が変更

✳ 【税務情報：法人税】

減価償却資産の判定基準を1点100万円以上に引き上げ



謹賀新年





岡山本社 税理士 川本 洋

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心よりお礼申し上げます。

本年、平成27年は相続税が大きく改正される年になります。この改正により、相続税の基礎控除額が大きく下がり、申告対象者が4・1%から6%、課税対象者が11・5万人から17・5万人へ増加すると予測されております。これを受けて、お客様からのご相談、お問い合わせが今後増加すると思います。その一環として当社では、昨年から従業員を増やして参りました。ただ従業員を増やすのではなく、従業員全員が高いレベルでの知識と対応力で、お客様をサポートできるように日々取り組んでおります。

税理士法人パートナーズは相続を専門とする税理士事務所として、年間1000件を超えるご相談を頂いております。今まで培った実績と経験により、お客様への適格なサービスのご提供をさせて頂く所存でございます。

今回の改正により、「相続」という世代交代を皆様も今まで以上に身近に感じられると思います。そのため、税務に関して税理士法人パートナーズが皆様の「善きパートナー」になれるよう邁進して参ります。

新年にあたりまして、皆様方のご多幸を心より祈念し今後とも倍旧のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

さて、本年はいよいよ相続税改正内容の本格運用が始まる年となります。不動産・金融資産を多くお持ちの方、また、会社オーナー様など、いわゆる資産家と呼ばれる方々を取り巻く環境の変化は未だ誰も経験をしたことがない予測不可能のものとなります。

昨年、複数開催されたセミナー・個別相談会等でお会いした来場者の皆様の2015年度に向けてのご不安・疑問はまさにそれを反映しているかのようにでした。

資産税のプロを標榜するパートナーズのメンバーとしてしっかりと会員の皆様のご希望に応えていきたいと考えております。

また、この会報誌が皆様のお手許へ届く頃には2014年分の確定申告が始まります。確定申告のご依頼を頂いている会員の皆様へお会いできることを楽しみにしております。

本年も変わらぬお引き立ての程宜しくお祈り申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。



山陰支社 税理士 川原 康寛

あけましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、ひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

さて、松山支社が設立され1年と半分が過ぎようとしております。お陰様で、日々の業務と、お客様からのご相談などを頂くことが多く、あつと言う間に日が経っております。そのようななか、日本経済は様々な変化がありました。株価の上昇や

極端な円安、物価の高騰など各企業様におかれましては、良くも悪くも、影響が大きかったのではないのでしょうか。松山でも依然として厳しい経済状況と感ずることがあります。このような経済状況のなか、税理士としてお客様のお力になれるよう日々精進していく所存でございます。

また、資産家の方々におかれましては、平成27年1月1日より相続税が大きく改正されます。昨年末に、各方面でセミナーを開催させて頂きましたが、まだ詳細についてご存知でない方がいらつしゃいましたら、お気軽にご相談ください。よう、よろしくお祈り申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りするとともに、本年も変わらぬお引き立てを賜りますよう何卒、宜しくお祈り申し上げます。



松山支社 税理士 柳井 崇延

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、広島支社も開設して丸1年が経過しました。引き続きお客様が気軽に相談できる雰囲気と迅速な対応を心がけながら、ずっとお付き合いしていただけるような事務所を目指していきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお祈りいたします。

株価は上がっても景気が良くなっているという実感を持っていないまま、消費税率は8%に引上げられました。景気は再び停滞期に入ってしまう可能性が高まったため、消費税率の10%への再増税は延期されることになりそうです。中小企業の経営者や個人事業主の方々の中には少し安堵された方もいらっしゃるのではないかと思います。このような難しい経営環境の中、我々パートナーズとしても経営者の方々に対し情報提供やご提案等により、微力ながらサポートさせていただければと考えております。

それでは、寒い日が続きますが、皆様どうかご自愛くださいますよう、お祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。



広島支社 公認会計士・税理士 中谷 有希

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第338号)が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます)

改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分			課税されない金額	
			改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当			1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離	片道55km以上	31,600円	24,500円
		片道45km以上55km未満	28,000円	
		片道35km以上45km未満	24,400円	20,900円
		片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円
		片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円
		片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円
		片道2km以上10km未満	4,200円	4,100円
		片道2km未満	(全額課税)	同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券			1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券			1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同左

意外と知らない“法人”の種類

法人格別の特徴

“法人”といっても、設立した目的や人員の特徴などにより、さまざまな呼び方があります。
意外と知らない法人を詳しく説明していきます。

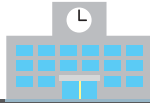
法人の種類一覧(一部)



公的法人

公の事務を行うことを目的とする法人、又は公法に規定された法人をいいます。

国 地方公共団体 特殊法人
公団 公庫 公社 道路公社
独立行政法人 国立大学法人
地方独立行政法人
公立大学法人 その他の法人
認可法人 特別民間法人など。



非営利法人

営利を目的としない法人をいいます。

一般社団法人 信用金庫
一般財団法人 相互会社
学校法人 管理組合法人
宗教法人 商工会
医療法人 商店街振興組合
社会福祉法人 共済組合
特定非営利活動法人 国民健康保険組合
協同組合 企業年金基金
農業協同組合 国民年金基金
漁業協同組合 酒造組合...など。



営利法人

営利を目的とする法人をいいます。

株式会社
合同会社
合資会社など
一般社団法人
各士業法に基づく法人
監査法人
弁護士法人
税理士法人
司法書士法人
行政書士法人...など。

株式・合同・合資・合名(会社)についての一覧表

会社組織には株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の4つの形態があり、それぞれ特徴があります。以下、わかりやすいように一覧にまとめました。なお、有限会社は、会社法上は「特例有限会社」として有限会社という商号の「株式会社」とされています。

	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
資本金の下限	資本金の制限はなし、1円可(以前は1000万円)	—	—	—
必要な株主・社員の人数	1人以上	1人以上	2人以上	1人以上
出資者の名称	株主	社員	社員	社員
出資者が負う責任	有限責任・・・出資した範囲で責任を負う	有限責任	有限責任社員と無限責任社員がいる	無限責任・・・全ての責任を負う
設立の手續	若干の手間と費用がかかる	比較的簡単	比較的簡単	比較的簡単
設立費用 (最低限かかる法定費用のみ)	登録免許税15万円 定款認証費用5万2千円 定款印紙4万円	登録免許税6万円 定款印紙4万円	登録免許税6万円 定款印紙4万円	登録免許税6万円 定款印紙4万円
最高意思決定機関	株主総会	社員総会	社員総会	社員総会
経営の主体	取締役	業務執行社員	業務執行社員	業務執行社員
取締役等の人数制限	取締役1人以上で可 監査役の設置は任意	—	—	—
株式会社への組織変更	—	可能	可能	可能
組織の特徴	上場企業など大企業から中小零細企業まで幅広く利用されている。本来は多くの出資を集めるために考案された仕組み。有限会社制度廃止で今後は会社設立の中心になる。	新会社法にて認められた日本版LLC。手續面が簡略化され、設立費用も安いので、法人格だけ必要な場合の設立などで利用される。出資比率と異なる利益分配が可能。	かつては少額資本で設立できる法人として一部で利用されたが、株式会社の最低資本金が撤廃され、合同会社制度の創設で、現在の新規設立はあまりない。	無限責任のため個人事業に近く、従来からあまり利用されていなかったが、今後も新規設立はほとんどないと思われる。

意外と知らない“法人”の種類

法人格別の特徴

2013年の新設法人は、株式会社が全体の約8割を占めています。次いで合同会社、一般社団法人と続き、年々、この傾向は強くなっています。そこで、今回は近年増加している「合同会社」をピックアップし、利点と欠点を説明していきます。



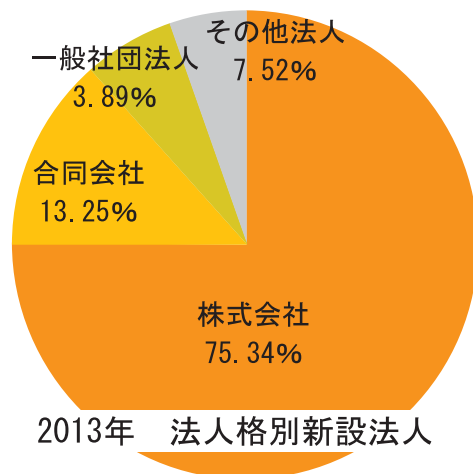
合同会社

利点

- 社員(株式会社がいうところの株主)が全員「有限責任社員」であり、出資の範囲内において有限責任を負う(これを「間接有限責任」といいます)。
- 決算公告の義務がないため、株式会社のように毎年決算時に会社の決算書を公表しなくていい(決算を公表したくない会社には最適。ただし、現在は経過観察措置であり、将来的には法改正されて決算公告の義務が生じる可能性があります)。
- 合同会社は持分会社なので、定款自治の範囲が広く、会社法に違反しない限り、自由に定款に規定することが可能(会社の内部組織等を定款で自由に設計できる)。
- 社員は「出資者(株主)」と「取締役(役員)」の両方を兼ねている(出資者自らが業務執行を行う)ため、早い意思決定が可能。
- 利益や権限の配分割合を出資額とは関係なく設定することが可能。
- 1人でも設立可(代表社員1人で設立可 → いわゆる「一人会社」もOK)
- 株式会社設立と異なり、公証役場での定款認証手続きは不要。このため、定款認証費5万円は不要(定款は作成するが、認証手続きは不要)。
- 法務局での設立登記の際に要する「登録免許税」の費用が6万円と安い(株式会社の登録免許税は15万円)。すなわち、会社設立コストが株式会社に比べて安い。
- 合同会社特有のメリットではないが、原則的に社会保険(厚生年金)への加入義務あり(強制加入＝将来の年金受給額で恩恵)。ただし、一人会社(従業員ゼロ)の場合、「国民健康保険(+国民年金)」の選択も可(一人会社でも原則的には社会保険への加入義務あり)。

欠点

- 社長の名称は「代表取締役」ではなく、「代表社員」と呼ぶ。このため、名刺等の肩書きは『代表取締役社長』とは名乗れない。
- 合同会社は、株式会社よりも零細(小規模)かつ閉鎖的(決算非公開、株主総会非設置など)なため、相手先によっては取引の制限がある可能性がある(とはいえ、実際には大規模な合同会社も存在しています)。
- 社員(いわゆる株主)同士で意見の対立が起きると、意思決定がストップする可能性がある。
- 利益等の配分割合を出資額とは関係なく設定することできる反面、利益の配分割合について不満が出た際には、社内対立が起きる可能性がある。
- 将来的に人材を集めたい場合(求人募集したい場合)、「合同会社」という名称では良い人材が集まりにくい。



法人の形態によってメリット・デメリットがあります。設立後の組織変更などはコストもかかるので、十分に検討したうえで会社を設立することが大切です！



山陰支社 税理士:川原 康寛

10月以降、法人住民税、法人事業税の税率が変更

2014年度税制改正において、地方間の偏在性を是正するため、税率4.4%の地方法人税が国税として創設され、これを受けて地方法人関係税では法人住民税法人税割の税率が合計4.4%(都道府県分1.8%、市町村分2.6%)引き下げられる一方、法人事業税については地方法人特別税の一部復元で所得割と収入割の税率が引き上げられることになった。この改正を受け、10月1日以降開始される事業年度から両税の税率が変更となる。

法人住民税法人税割の税率は、都道府県分が現行の5.0%(制限税率6.0%)が3.2%(同4.2%)に、市町村分が同12.3%(同14.7%)が9.7%(同12.1%)に引き下げられる。例えば、東京都の場合、現在、超過課税を行っているが、現行超過課税の規模を変更せず(現行の標準税率と超過税率の差分をそのまま、改正後の標準税率に加算)、法人都民税法人税割と法人事業税(所得割・収入割等)の税率を改める。

その内容を盛り込んだ都税条例の一部改正は、6月の都議会で可決され、7月2日に公布されている。具体的にみると、法人都民税法人税割は、23区内に事務所等がある場合、これまでの超過課税の税率20.7%(道府県民税相当分6.0%+市町村民税相当分14.7%)が16.3%(同4.2%+12.1%)へと▲4.4%引き下げられ、市町村に事務所等がある場合は6.0%が4.2%へと▲1.8%の引下げとなる。

ただし、東京都は、資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額または個別帰属法人税額が年1000万円以下の法人に対しては標準税率で課税する不均一課税を実施している。そのため、23区内に事務所等があつて不均一課税される場合は現行税率17.3%(道府県民税相当分5.0%+市町村民税相当分12.3%)が12.9%(同3.2%+9.7%)に、市町村に事務所等があつて不均一課税される場合は同じく5.0%が3.2%になる。

なお、法人事業税については、所得課税、収入金額課税、外形標準課税(所得割)ともそれぞれの区分ごとに税率が引き上げられる。例えば東京都の所得課税をみると、年400万円以下の所得の普通法人のケースでは現行2.95%(超過税率)が3.65%(同)に、年800万円を超える所得または軽減税率不適用法人は同5.78%(同)が7.18%(同)に、それぞれ引き上げられることになる。

提供: 株式会社タックス・コム

減価償却資産の判定基準を1点100万円以上に引き上げ

国税庁はこのほど、「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)ほか2件の一部改正(案)(時の経過により価値の減少しない資産の範囲の見直し)を公表し、現行、取得価額が1点20万円(絵画にあつては、号2万円)未満であるものについては減価償却資産として取り扱ってきたが、取得価額が1点100万円以上のものについて、原則として減価償却資産には該当しないこととし、金額基準の引上げを行うことを明らかにした。

改正案では、古美術品、古文書等以外の美術品等(絵画や彫刻等の美術品のほか工芸品など)に係る従来の取扱いを変更する。具体的にはまず、従来の取扱いでは、美術関係の年鑑等に掲載されている者は一応プロの作者として通用するものとみなし、その者の制作に係る美術品等は原則として減価償却資産に該当しないこととしていたが、必ずしも年鑑等への掲載の有無による判断が妥当とは言えない点もあり、この基準を廃止する。

次に、減価償却資産に該当するかどうか不明な美術品等については、取得価額が1点20万円(絵画にあつては、号2万円)未満であれば減価償却資産として取り扱うことができる点について、近時の取引の実態に照らし、また専門家の意見等を踏まえ、今回の改正案では、取得価額が1点100万円以上のものについて、原則として減価償却資産には該当しないと整理することとし、金額基準の引上げを行っている。

また、絵画については、10号の作品が一般的との理由から従来は号当たり2万円以上かどうかで判断していたが、作品の価格については、必ずしもその作品の大きさに応じて決まるものでないことから、号当たりの基準を廃止し、他の美術品等と同様、取得価額が1点100万円以上かどうかで判断する。なお、取得価額が1点100万円以上のものでも、「時の経過によりその価値の減少することが明らかなもの」は、減価償却資産として取り扱う。

この改正については、パブリックコメントを経た上で、平成27年1月1日以後に開始する事業年度において法人の有する美術品等について適用する。したがって、以前に取得し現在非減価償却資産として管理している美術品等について、改正後の通達案に従って判定した結果、減価償却資産と取り扱うことができるものについても、平成27年1月1日以後に開始する事業年度から減価償却資産として償却をすることが認められる。

提供: 株式会社タックス・コム

平成27年1月1日より パートナーズのメールアドレスが 変わります

平成27年1月1日よりパートナーズの
メールアドレスが変更されます。

“@（アットマーク）”以下に専用ドメ
インを取得しました。パートナーズへのメールは新しい方
でお送り頂きますよう、よろしくお願いいたします。



変更前 partners@zpost.plala.or.jp



変更後 office@zei-partners.co.jp

パートナーズのロゴができました

昨年末に税理士法人パートナーズ
のロゴを作りました。パートナーズの“P”
の文字をベースに、“I”が“O”を支えて
いるように、パートナーズがお客者を
支え、見方を変えれば、パートナーズ
がお客者に支えられているように、お互いが信頼してお
付き合いができればという意味が込められています。



少しずつパートナーズのHPや販促チラシなどに、この
ロゴマークが付いていきますので、マークを見ればパー
トナーズと分かるように、定着と愛着が沸いてくれば幸
いです。

平成26年12月10日 パートナーズ忘年会 in かどや

昨年の暮れ、12月10日に忘年会を開催しました。
社員全員参加で大人数での楽しい会となりました。

美味しい料理と楽しい会話、また忘年会恒例のビンゴ大会で、お酒
の酔いも手伝って、終始にぎやかな会となり、社員みんな仲の良い会
社だとあらためて思いました。

また、お店を使わせて頂いた「かどや」さん、ありがとうございました。
大変美味しい料理と、丁寧な接客対応、大変感謝します！



お酒がすすむ美味しい鍋で、酔い
潰れた者が続出しました...



社員全員、お互いの労をねぎらうよう
に、楽しい忘年会になりました。



忘年会恒例のビンゴ大会!!なぜ、忘年会のビンゴ大会はこんなにも楽しいのか...
普段見せない一面も垣間見える、本心むき出しの抽選会でした...



これ一冊で現金贈与の仕組みがわかる!

平成27年
税制改正
対応済み

贈与税の手引き

10,000円
税別

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、
誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与
の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の
申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛
失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ!

【贈与税の手引き掲載内容】

- ◆生前贈与対策 ～現金贈与のすすめ方～◆現金贈与のポイント◆贈与税の税率と計算方法◆贈与申告と特例の種類
- ◆生命保険による活用◆贈与の手続きの流れ◆贈与契約書◆贈与契約書記入例◆贈与契約書(受贈者が未成年の場合)
- ◆贈与契約書記入例(受贈者が未成年の場合)◆贈与税の申告書◆贈与税の申告書記入例◆金銭消費貸借契約書
- ◆金銭消費貸借契約書記入例◆借入返済予定表◆借入返済予定表記入例◆各年度申告書一式

※添付:各資料原本データCD-ROM



パートナーズ会員募集

年会費・入会費
無料

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

特典

1

会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそ伝えられる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典

2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります ◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



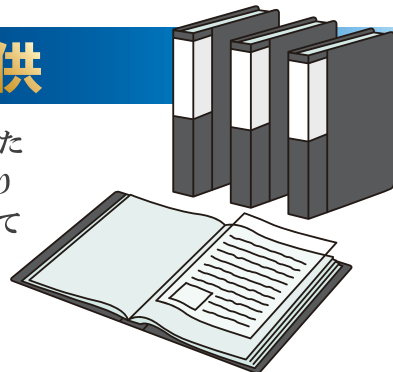
特典

3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料 皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！



税理士法人パートナーズ

【岡山本社】 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

【山陰支社】 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

【松山支社】 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

【広島支社】 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886